



山形県公報

平成17年2月25日(金)

号 外 (11)

目 次

条 例

- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 2
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) …同
- 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例… (環境整備課) …11
- 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村計画課) …同
- 山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例…………… (出 納 局) …12

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (人事課)
児童福祉法及び建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (人事課)
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (財政課)
 - 1 薬事法施行令に基づく医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査等の事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第199号の2、第201号の2、第201号の3、第202号の2及び第216号の2関係)
 - 2 その他
 - (1) この条例は、平成17年3月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- ◇ 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (環境整備課)
破産法の制定及び民法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第5号) (農村計画課)
分担金の徴収の対象となる県営土地改良事業に地域水田農業支援緊急整備事業を追加し、その分担率を0.20(事務費に係る分については、0.225)とすることとした。
- ◇ 山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (県条例第6号) (出納局)
長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とすることとした。
 - (1) 電子計算機、複写機その他の商慣習上複数年契約を締結することが適当な物品の賃貸借に関する契約

(2) 専門的知識、技術又は経験を必要とする役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

条 例

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第1号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第3項事務の欄中「第27条第1項第3号」を「第6条の3」に改め、「又は保護受託者の認定に係る申出書」及び「又は申出」を削り、同表第11項事務の欄第9号中「第52条第7項、第8項及び第11項」を「第52条第10項、第11項及び第14項」に、「第53条第5項第3号、第54条の2第1項第2号」を「及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号」に、「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に、「第68条の4第4項、第68条の5第2項」を「第68条の3第4項、第68条の5の2第2項」に、「第85条第3項及び第4項」を「第85条第3項及び第5項」に改め、同欄第10号中「第68条の3第1項、第4項及び第5項、第68条の4第1項から第3項まで、第68条の5第1項」を「第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4第1項、第68条の5の4第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の表第11項事務の欄第9号の改正規定（「第53条第5項第3号、第54条の2第1項第2号」を「及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号」に改める部分及び「第68条の4第4項、第68条の5第2項」を「第68条の3第4項、第68条の5の2第2項」に改める部分を除く。）は、規則で定める日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第2号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第3号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第199号の次に次の1号を加える。

(199)の2 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定に基づく薬事法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下「医薬品等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査 医薬品等製造販売業許可申請手数料 次

次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 第一種医薬品製造販売業許可（ハの項に掲げるものを除く。）	151,600円
ロ 第二種医薬品製造販売業許可（ハの項に掲げるものを除く。）	135,800円
ハ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可	6,700円
ニ 医薬部外品製造販売業許可（ホの項に掲げるものを除く。）	135,800円
ホ 薬事法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売に係る許可	66,200円
ヘ 化粧品製造販売業許可	66,200円
ト 第一種医療機器製造販売業許可	151,600円
チ 第二種医療機器製造販売業許可	135,800円
リ 第三種医療機器製造販売業許可	90,900円

第2条第1項第200号中「（昭和36年政令第11号）」を削り、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具（以下「医薬品等」という。）」を「医薬品等」に改め、同項第201号の次に次の2号を加える。

(201)の2 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第13条第2項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 医薬品等製造業許可申請手数料 次

次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造に係る許可（ロの項、ハの項及びへの項に掲げるものを除く。）	85,300円
ロ 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造（無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（ハの項及びへの項に掲げるものを除く。）	81,900円
ハ 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造（医薬品の製造工程のう	45,900円

ち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可(への項に掲げるものを除く。)	
ニ 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造に係る許可(ホの項及びへの項に掲げるものを除く。)	81,900円
ホ 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造(医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可(への項に掲げるものを除く。)	45,900円
へ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可	12,700円
ト 医薬部外品の製造に係る許可(チの項及びリの項に掲げるものを除く。)	84,100円
チ 医薬部外品の製造(無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。)に係る許可(リの項に掲げるものを除く。)	43,700円
リ 医薬部外品の製造(医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	29,700円
ヌ 化粧品の製造に係る許可(ルの項に掲げるものを除く。)	43,700円
ル 化粧品の製造(化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	29,700円
ヲ 医療機器の製造に係る許可(ワの項及びカの項に掲げるものを除く。)	88,600円
ワ 医療機器の製造(滅菌医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。)に係る許可(カの項に掲げるものを除く。)	81,900円
カ 医療機器の製造(医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。)に係る許可	45,900円

(201)の3 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事 医薬品等の製造販売の 次の表の左欄に掲
 法第14条第1項に規定する医薬品等の製造販売の 承認の申請手数料 げる医薬品等の区
 承認の申請に対する審査 分に応じ、それぞ
 れ同表の右欄に定
 める額

区 分	金 額
イ 医療用医薬品(ロの項及びハの項に掲げるものを除く。)	207,000円
ロ 日本薬局方に収められている医薬品(ハの項に掲げるものを除く。)	56,100円

ハ 薬局製造販売医薬品	100円
ニ イの項からハの項までに掲げる医薬品以外の医薬品	88,400円
ホ 医薬部外品	43,500円
ヘ 医療機器	104,400円

第2条第1項第202号の次に次の1号を加える。

(202)の2 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事 医薬品等製造所適合性 次を表の左欄に掲
法第14条第6項（同条第9項において準用する場 調査手数料 げる区分に応じ、
合を含む。）に規定する医薬品等の製造所に係る それぞれ同表の右
適合性調査 欄に定める額

区 分			金 額
イ 医薬品の製造所に係る適合性調査	薬事法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするとき	医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円
	上記以外 のとき	医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医薬品の品目数を乗じて得た額との合計額
		無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,200円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,300円に調査を受けようとする無菌医薬品（(イ)に掲げる医薬品を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,800円に調査を受けようとする医薬品（(イ)に掲げる医薬品及び無菌医薬品を除く。）の品目数

			を乗じて得た額
		上記以外のもの	72,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,800円に調査を受けようとする医薬品（(イ)に掲げる医薬品を除く。）の品目数を乗じて得た額
ロ 医薬部外品の製造所に係る適合性調査	薬事法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするとき	医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円
上記以外 のとき	上記以外 のとき	医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医薬部外品の品目数を乗じて得た額との合計額
		無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,200円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,300円に調査を受けようとする無菌医薬部外品（(イ)に掲げる医薬部外品を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,800円に調査を受けようとする医薬部外品（(イ)に掲げる医薬部外品及び無菌医薬部外品を除く。）の品目数を乗じて得た額
		上記以外のもの	72,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額

			(イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,800円に調査を受けようとする医薬部外品（(イ)に掲げる医薬部外品を除く。）の品目数を乗じて得た額
ハ 医療機器の製造所に係る適合性調査	薬事法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円
	上記以外 のとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医療機器の品目数を乗じて得た額との合計額
		滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,200円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,300円に調査を受けようとする滅菌医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,800円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器及び滅菌医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額
		上記以外のもの	72,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査

		又は設計管理のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,800円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額
--	--	--

第2条第1項第216号の次に次の1号を加える。

(216)の2 薬事法施行令第80条の規定に基づく薬事法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品等の製造所に係る適合性調査 輸出用医薬品等製造所適合性調査手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分			金 額
イ 輸出用の医薬品の製造所に係る適合性調査	製造をしようとするとき	医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円
	上記以外のとき	医薬品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医薬品の品目数を乗じて得た額との合計額
		無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,200円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,300円に調査を受けようとする無菌医薬品（(イ)に掲げる医薬品を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,800円に調査を受けようとする医薬品（(イ)に掲げる医薬品及び無菌医薬品を除く。）の品目数を乗じて得た額

		上記以外のもの	72,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,800円に調査を受けようとする医薬品（(イ)に掲げる医薬品を除く。）の品目数を乗じて得た額
ロ 輸出用の医薬部外品の製造所に係る適合性調査	製造をしようとするとき	医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円
	上記以外のとき	医薬部外品の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医薬部外品の品目数を乗じて得た額との合計額
		無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,200円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,300円に調査を受けようとする無菌医薬部外品（(イ)に掲げる医薬部外品を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,800円に調査を受けようとする医薬部外品（(イ)に掲げる医薬部外品及び無菌医薬部外品を除く。）の品目数を乗じて得た額
		上記以外のもの	72,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする

			包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医薬部外品の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,800円に調査を受けようとする医薬部外品（(イ)に掲げる医薬部外品を除く。）の品目数を乗じて得た額	
ハ 輸出用の医療機器の製造所に係る適合性調査	製造をしようとするとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円	
		滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円	
		上記以外のもの	33,000円	
	上記以外	上記以外	医療機器の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医療機器の品目数を乗じて得た額との合計額
			滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,200円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,300円に調査を受けようとする滅菌医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,800円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器及び滅菌医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額
		上記以外のもの	72,700円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみの製造工程に係	

			る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,800円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額
--	--	--	---

附 則

- この条例は、平成17年3月1日から施行する。
- この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における改正後の第2条第1項第199号の2、第201号の2、第201号の3、第202号の2及び第216号の2の規定の適用については、同項第199号の2中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定に基づく」とあるのは「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第535号）附則第9条の規定に基づく薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）第2条の規定による改正後の」と、同項第201号の2、第201号の3、第202号の2及び第216号の2中「薬事法施行令第80条の規定に基づく」とあるのは「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第9条の規定に基づく薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の」と、同項第202号の2の表中「薬事法」とあるのは「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の薬事法」とする。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第4号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第5号中「能力」を「行為能力」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第6号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第7号中「一を」を「いずれかを」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第4号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第5号の改正規定中「能力」を「行為能力」に改める部分は、規則で定める日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第5号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表農業用水合理化対策事業の項を削り、同表水田農業振興緊急整備事業の項の次に次のように加える。

地域水田農業支援緊急整備事業	0.20 (ただし、事務費に係る分については、 0.225)
----------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第6号**山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の商慣習上複数年契約を締結することが適当な物品の賃貸借に関する契約
- (2) 専門的知識、技術又は経験を必要とする役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。